

保育施設、児童クラブ等が要請した 救急搬送における 選定療養費を 助成します



「選定療養費」について

茨城県では、救急搬送による受診時に、救急車要請時の緊急性が認められない場合は選定療養費の徴収を行っています。対象となる病院や金額等、詳細については茨城県HPをご確認ください。



助成額

全額

対象

保育施設・児童クラブ等の対象施設・事業所で救急車を要請した際に利用者が負担した「選定療養費」

※選定療養費を理由とした施設・事業所による救急車の要請控えの防止等を目的とした制度のため、**子ども本人又は保護者が救急車を要請した場合は対象外**です。助成金の詳細については各担当課にお問い合わせください。

対象施設・事業	問い合わせ先
ファミリー・サポート・センター事業(つくば子育てサポートサービス)、つくば市子育て総合支援センターで実施する一時預かり事業	こども政策課
保育所、認定こども園、幼稚園(私立のみ)、家庭的保育事業等(小規模保育事業)、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業	幼児保育課
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)、児童館、アフタースクール事業、放課後子供教室	こども育成課
子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業(青い羽根のいえ)、子どもの新たな体験活動事業、つくばこどもの青い羽根学習会	こども未来センター

※ 障害福祉課及び健康教育課が所管する助成金については、各担当課に直接お問い合わせください。

救急搬送時選定療養費助成金の流れ

